区画整理反対ニュース
羽村駅西口区画整理反対の会 2014(H26)2.12 № 203

山下一夫
羽賀 慧

反対の会推薦の審議会委員候補に投票を！

今までの審議会で、反対の会の審議委員（3名）以外は全員、碁盤の目の区画整理計画を追認してきました。（「土地権利者の会」は事業を推進する会です）

その結果

☹ 地域の約30％が道路になるため(現在の2倍)、減歩や清算金の負担が大きい。
☹ 住み慣れた歴史的な街並が破壊される。ありふれた碁盤の目の街になり、殆どの家が移転することになる。
☹ 区画整理の換地位置や減歩、清算金は、誰かが良くなれば誰かが悪くなる関係が発生。地域の人間関係が壊れる。
☹ 区画整理は移転工法(原則、曳き家）やその時期、移転の損失補償額や清算金などがその時にならないと判らない。不安の中で何十年も暮らす事になる。
☹ 6年前に仮換地指定を受けた駅前の方が、未だに仮住まいのまま。

反対の会は区画整理手法に反対。先行取得地を利用し、現道を活かした負担の少ない「まちづくり」を求めます。

所有権者(地権者)が投票する候補者

羽東1 山下一夫（やましたかずお）
羽東2 かみやしき和子（かずこ）
羽東1 島谷晴朗（しまたにはるお）
川崎1 清田としお（きよた）

借地権者の方が投票する候補者

羽東2 小倉弘之（おぐらひろゆき）

区画整理審議会委員 投票日

2月23日（日） 午前7時～午後8時
東小学校多目的教室

このまま進めて、子や孫たちに責任を持てますか

地権者の方からの投稿

昨年８月「換地設計決定通知」が送られてきました。隣に誰が来るのか、換地先が従前どのように使われていたか、お墓や井戸の上だったかも何もわかりません。このまま進められると、色々な問題が発生して、自分の土地であって自分で使えない状況が何十年も続きかねません。
その間に相続や土地の分割や家を建て替える必要が出来たらどうしますか。

また、区画整理法の中には何処にも「減歩」という文言（もんごん）はありませんが、換地先は現在の土地より価値が上がったと施行者が一方的な尺度で評価し、地権者から土地（減歩）や清算金を取り上げる事業です。

換地調書の一番右側の指数値が（－）となっている人は、この数値に将来決まる１個当たりの金額を掛けたものが清算金徴収額です。
清算金の金額が決まるのは事業が全て終了してからですから、負担は子や孫にかかってくる事になるでしょう。

数十年後のある日突然、何時までに○○○万円払って下さいと通知が届きます。万一、滞納すると延滞金は 10.75 %まで取られます。払わないと税金と同じで、差し押さえもあります。
皆さんは、これをお子さんや、お孫さんに責任を持って引き継げますか。

私たちは未だにこの区画整理について納得のいく目的もビジョンも説明されていません。また市長は受益者は西口を利用する全ての市民と言っておきながら、一方的に西口の事業区域の権利者のみに高負担を強いています。

～選挙について～～～

区画整理の負担は、財産や生活への影響が大きいため、審議委員が選挙で選ばれます。複雑･難解な事業の中で色々な情報が飛び交いますが、かも知れないという安易な予測や、なれ合い選挙的な投票は危険です。なぜなら、区画整理の負担や行政手続は個別の問題として降り掛かってくるので、誰かが助けてくれるというものではないからです。